

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故は、関係者の懸命の努力にもかかわらず、未だ収束の兆しは見えてこない。

言うまでもなく、東京電力福島第一原子力発電所事故は、安心・安全への信頼を根底から揺るがし、放射線被ばくによる健康被害への不安、避難者への対応、農畜水産物の汚染、食の安全確保、風評被害による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

現在、我々自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減を図るべく、放射性物質の除染対策に全力で取り組んでいるが、原子力政策は、本来、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、その事故処理や安全対策は、国が東京電力とともに包括的かつ全面的な責任の下に対応しなければならないものである。

よって、国は、今回の事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応など、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束等

- (1) 国は東京電力とともに、原発事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消を図るとともに、施設の長期的・安定的な安全管理を行うこと。
- (2) 今回の事故に係る原因究明と検証を徹底して行い、それらに関する詳細な情報を速やかに公開すること。
- (3) 国内外に対し、放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報活動を行うこと。また、放射線量の安全基準を早急に策定し、公表すること。

併せて、当該安全基準を超えた場合の対応策を明示するとともに、迅速で適切に対応できる体制を構築すること。さらに、その対策等に要した費用の全額国費負担等について、財政措置を講じること。

- (4) 放射線の影響を受けた全ての地域を放射性物質汚染による災害地域と認定するための特別法の制定を図ること。
- (5) 原子力災害は、前例のない長期間の財政負担を要することとなることから、現行法体系にとらわれない特別措置をその時々的情勢に則し速やかに実施すること。

2. 財政支援

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的かつ迅速に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

3. 放射能除染及び放射性物質を含む廃棄物の処分場の早急な整備等

(1) 道路や側溝、校舎等の除染作業を実施するにあたり、放射線値の比較的高い箇所（ホットスポット）については、被災地はもとよりそれ以外の地域においても被災地に準じた措置を早急に講じるとともに、かかる費用の全額について負担すること。また、側溝等排水施設の汚泥について、その処分における放射線量の基準値を設定するとともに、基準値を超えた場合の処分方法を示すこと。さらに、自治体が行った放射線対策等に係る費用すべてについて財政措置を講じること。

(2) 放射性セシウム濃度が1 kg あたり 8,000 ベクレル以下の汚泥等については、具体的処理方法を早急に明示し、セメント業界等との調整を図るとともに、従来再利用化していた、セメント原料としての搬出を焼却灰から脱水汚泥に切り替えた場合の増加費用（運搬・処分）を国が負担すること。

また、処分事業者が焼却ばい煙処理や埋立て工程において適宜適切な処理が行えるよう対策を講じるとともに、かかる費用については全額国において負担すること。基準値の安全性が明確に示されておらず、住民の理解を得ることが困難であることから、国の責任において適切な情報提供と説明を行うこと。

(3) 清掃工場から排出される焼却灰について、放射性セシウム濃度が1 kg あたり 8,000 ベクレルを超える場合の一時保管場所及び埋め立て処分等の最終処分場所の確保または斡旋等を早急に行うこと。併せて、その対策等に要した費用すべてについて財政措置を講じること。

(4) 放射性物質により汚染されたがれきの処分については、まず原因者である事業者の責任のもと実施すべきであり、最終的には国が全ての責任を負うこと。なお、震災で発生したガレキ等に放射性物質が付着しているため、一時仮置きしている現状にあるが、国の責任においてその処理方法等について引き続き明確な指示を

出すとともに、早急に処理が実行できるよう支援体制を強化すること。

- (5) 放射性物質に汚染された浄水・下水道汚泥・表土などの処理に関し、仮置き場の設置や運営等について、国は早急かつ十分な支援を講じるとともに、中間貯蔵施設の確保・整備や、最終処分場の確保・整備を含めた最終的処分方法の方向性等について、早急に具体的かつ明確に示すとともに、国の責任において確保すること。また、災害廃棄物の管理について、安全対策の徹底を図るよう、国が監視体制の強化を図るなど適切な措置を講じること。さらに、これらに要する経費及び処分に要するすべての費用について財政措置を講じること。

4. 放射線による住民の健康管理等

- (1) 住民の健康診断と被ばく積算量調査を早期に実施し、かつ定期的・長期的に実施できる体制を確立すること。
- (2) 大気、土壌、海洋等の環境モニタリングを拡充し、放射線モニタリングポストの増設等による、広域的かつ継続的な放射線量等の測定を実施するとともに、放射線等に関する情報について、迅速、正確及び詳細な情報の提供を行うこと。
- (3) 放射線の測定については、都市自治体に対し、放射線測定装置等の貸与を推進するとともに、信頼性の高いデータを市民に提供するためには、放射線測定基準、測定機器の統一が必要であることから、国において早急に統一した基準を示すこと。
- (4) 放射線による健康リスクについて、科学的・医学的見地から国内外の専門家により継続して検証し、早期公表を行うこと。
- (5) 水道水の安全確保のため、水質検査を継続して実施するとともに、摂取制限等緊急時における飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- (6) 希望者への積算線量計の貸与・配布及び相談窓口の開設や、ホールボディカウンター検診車の自治体ごとの設置など、原発事故に伴う放射線物質の影響を受けた全地域において健康管理が日常的に実施できる環境整備を図ること。また、放射線量等測定器の精度を確認できる機会を設定するとともに、放射線量等測定に係る全費用について財政措置を講じること。
- (7) 国が定める避難基準値（20mSv／年）以下の地域であっても、住民が原発事故の被災者であることを公式に認め、住民の長期健康管理（最低 30 年間）及び原発事故に起因する疾病対策を講じるとともに、その経費について国が全額を負担すること。

5. 放射線による幼児・児童・生徒の心身の健康管理

- (1) 幼児・児童等に関する放射線量の安全基準を明確に示すこと。また、保育園、幼稚園、学校及び公園等における土壌の放射線量の監視体制を強化すること。
- (2) 学校給食を安全に安心して提供できるよう、食品の市場流通段階等におけるモニタリングの強化と情報の適切な公表、給食食材における含有放射線量の安全基準等を策定するとともに、それに対するきめ細かな検査体制を確立すること。
- (3) 妊婦や子供たちの健康管理と健康影響について、継続的に研究できる放射線に関する専門施設を設置し、ホールボディカウンター・超音波機器・血液分画・バイオアッセイ等の専門検査機器を整備するほか、学校教育と連携しながら子供の健康状況を一元管理するとともに、放射線に関する専門家の養成を行うこと。

6. 原子力発電所事故に伴う医師確保対策

- (1) 緊急時避難準備区域における医療法人からの医師離れを防止するための措置を講じること。
- (2) 放射性物質やその風評被害により、医師が流出し、新たな医師の招へいが困難となっていることから、都道府県域を超えた医師偏在の調整や公的病院への医師派遣事業の継続・拡大を図ること。

7. 各種経済活動に対する支援等

- (1) 原発事故による実害及び風評被害を受けた農林水産商工観光等のすべての事業者への速やかな補償、債務返済猶予など、事業再建への支援を行うこと。また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。さらに、風評被害により生じた損失すべてについて補償を行うこと。
- (2) 風評被害の防止対策や農畜水産物の安全性の確保対策、地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する支援を早急に講じること。
また、農畜産物及び農地の土壌について、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、作物や産地の収穫時期に合わせた、きめ細かで公平均等な検査を行い、消費者に農畜産物の安全性等をPRするなど、引き続き一層の風評被害対策を講じること。
さらに、農家に対する経営再建支援及び放射能汚染土壌の取扱い等、営農に関する正確な情報提供の一層の充実を図ること。

- (3) 農産物の出荷停止等の解除の基準については、明確にするとともに、毎週検査して3回連続で暫定規制値を下回った場合としているが、その期間を10日程度に短縮すること。
- (4) 風評被害により、観光産業が大きな打撃を受けていることから、海外へ向けた観光地の安全性への信頼回復と正確な情報発信、緊急誘客キャンペーンなど誘客の一層の促進に向けた取組については国の責任において対応するとともに、地域自らの取組に対する支援強化を図ること。
また、過度な観光敬遠や風評被害を抑制するためにも、放射線量が低い地域については、除染を行う等により安全性を確保すること。
- (5) 観光業の風評被害における損害額算定の基準については、原発事故以前の客観的なデータを参考にして、原発事故に伴う風評被害と想定される損失すべてについて不公平感のない、きめ細かな算定基準を作成すること。
- (6) 避難指示区域にあった事業所が事業を継続・再開するために新規の雇用を行う場合には、特段の助成制度が受けられるようにするなど、被災企業に対する支援や被災者等の雇用対策を強化すること。
- (7) 原子力災害に伴う損害賠償については、圏域内に軌道のある第三セクター鉄道を対象とし、仮払いを含む賠償等が確実になされる枠組みを早急に確立すること。
- (8) 国は食品等の安全性を確保し、消費者が食に関する安心感を取り戻せるよう、汚染された食品等を流通ルートに乗せない仕組みを構築するとともに、消費者に対する相談体制や体内被ばく検査体制の充実を図るなど国の責任において適切な措置を講じること。
- (9) 食の安全と消費者への不安解消のため、食肉に供する牛の全頭検査や平成23年度産の飼料等に配合される国産原料及び米の全袋検査を国の責任において実施すること。また、すべての農業者への補償については、農業再生に向けたあらゆる支援とともに安定した農業経営の維持を図るため、迅速な所得確保対策を講じること。
- (10) 米を含む農作物や米ぬか、さらには農産加工品の安全性を確保するため、農産物のモニタリングを継続的に実施し、その経費については全額を国において負担するとともに、その結果とそれに伴う影響を迅速かつ正確に周知すること。
- (11) 腐葉土の生産自粛と消費減少に伴う農家等の損失補償について措置を講じるとともに、既に流通している腐葉土に関する検査等の費用についてもその全額を国において負担すること。

- (12) 放射性物質の検査については、国の責任による品目に応じた検査方法や基準値の設定、食料の認証制度の確立など、消費者の不安解消につながる措置を講じること。特に、食品衛生法による暫定規制値について、科学的根拠に基づく信頼性の高い数値に見直すこと。
- (13) 茶や乾燥シイタケなどの農産加工品の暫定規制値については、生鮮食品とは別の基準を定めること。特に、お茶については、その特性を踏まえ、消費者が口にする食の形態に応じ、きめ細かくかつ科学的根拠に基づいた新たな規制値を設定すること。さらに、食品衛生及び茶生産の振興に係る関係省庁と調整した上で、検査方法や評価基準等を確立・公表すること。

8. 放射性物質汚染稲わらに係る被害に対する対応

- (1) 稲わらの汚染に伴い、飼育農家が給与する稲わらの不足が懸念されているため、安全な稲わらの全国的な需給調整や代替飼料の確保を行い、粗飼料に不足が生じることのないよう、万全の措置を講じること。
- (2) 高濃度汚染稲わらや牧草、堆肥等の管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、国の責任において再利用が困難な高濃度汚染稲わらを処分すること。また、現在、これらを保管している農家に対して早急に健康診断を実施すること。
- (3) 高濃度汚染稲わらを給与された牛の糞尿から製造される堆肥の利用などによる二次被害が懸念されることから、糞尿の保管・管理場所の確保に係る指針を早急に策定するとともに、その経費についても財政支援措置を講じること。
- (4) 風評被害による取引価格下落額及び高濃度汚染稲わら等の購入粗飼料代金や飼養期間延長に係るコスト増嵩等による損害額について、「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」の対象に盛り込むなど、万全の賠償措置を講じること。
- (5) 放射性物質を含む稲わらを与えられた肉用牛の県内外の全頭検査や国による買い上げ、緊急融資等の対策を講じるとともに、迅速かつ効率的な検査が行えるよう新しい検査技術の早期開発を図ること。また、安全な稲わらの確保対策に万全を期すと共に、風評被害の払拭と価格低下に伴う減収分を財政支援すること。

9. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の完全実施及び生活再建支援

- (1) 政府による避難等指示区域の内外にかかわらず、原発事故により被った損害については、国の責任の下で確実に補償し、生活再建のための支援を全面的に

行うこと。

- (2) 地震・津波により住宅が全壊または半壊した住民の住宅受入と同様に、原発による避難住民に対しても住宅受入をさらに積極的に行うこと。

10. 原子力関係施設に関する安全審査基準及び防災指針の抜本的見直し等

- (1) 今回の原子力災害の検証を踏まえ、すべての原子力発電所の安全審査基準を強化し、中立的な第三者機関のもとで安全確認が行われる仕組みを構築するなど安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- (2) 原子力の安全規制に携わる人材の増強と育成を行うこと。
- (3) 今回の原子力災害による放射能汚染範囲を踏まえ、住民の安全・安心を最優先にする観点から、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や避難先の選定方法など防災指針の抜本的見直しを早急に行うこと。また、現行の周辺地域にとどまらない広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、制度の創設や弾力的運営を図るなど、徹底した対策を講じること。
- (4) 原子力事業者との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の関係法令の整備を行うこと。
- (5) 原子力発電所で事故が発生した場合の科学的根拠に基づいた被害想定と災害発生後の段階に応じた対応マニュアルを早急に策定すること。また、原子力災害の概要、放出された放射線量及びその拡大範囲などに関する情報の迅速かつ正確な伝達体制を整備すること。
- (6) 原子力発電所事故等により大量の放射性物質が放出される可能性がある場合に当たっては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による解析の結果を適切に公開するとともに、避難区域の設定や住民避難については関係自治体の意向を踏まえ、主導的な役割を果たすこと。
- (7) 住民の速やかな避難や緊急車両通行に必要な防災道路を早急に整備するとともに、住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災資器材の増設・整備、物資の備蓄を適切に行うこと。
- (8) 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

11. 電力の安定供給の確保等

(1) 電力の安定供給の確保

- ① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。
- ② 電力不足による大規模停電を回避するために行う節電対策に当たっては、住民生活等に混乱が生じないように、早期に必要なとす的確な情報提供を行うこと。
- ③ 今後、やむを得ず計画停電を行う場合には、医療機関、在宅で生命維持装置などを使用する世帯及び廃棄物処理施設に対し、安定した電力供給を行うとともに、大規模製造事業所の操業の確保等、地域経済への影響や地域の実情・特性を考慮した方法を検討すること。

また、自治体の拠点となる重要な施設・設備及び病院等については非常時における電力・燃料の優先供給を行うこと。

- (2) 発電コストの増加に伴い、特定の地域の住民に電気料金の引き上げという形で負担が転嫁されることがないように、国が責任を持って対処すること。

12. 将来を見据えたエネルギー政策の検討

- (1) 地球環境の保全と国民の安全安心の確保や企業立地等の社会経済の発展を前提として、効率的かつ安定的な電力供給の確保等を図るため、将来にわたるエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。
- (2) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一、LNGの更なる活用を図るとともに、代替エネルギーとしての太陽光発電等の再生可能エネルギー活用や潮流発電等の新エネルギーの地産地消の推進等を図るため、再生可能エネルギーの将来ビジョンを早期に策定し、必要な財政支援措置の充実を図ること。

特に、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、電力の買取価格の引き上げを含めた実効性のある制度を確立するとともに、発電効率と蓄電池の性能向上のための科学技術振興策の推進や送電設備等のインフラ整備に対する支援措置を講じること。